

令和5年第1回

愛北広域事務組合議会定例会会議録

令和5年2月20日

愛北広域事務組合議会

令和5年第1回愛北広域事務組合議会定例会会期日程

会期 令和5年2月20日（1日間）

月 日	開 議 時 刻	摘 要
2月20日（月）	午後2時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開 会</li> <li>○ 会議録署名議員の指名</li> <li>○ 会期の決定</li> <li>○ 諸般の報告</li> <li>○ 議案審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>議案第1号から議案第5号を一括説明</li> <li>精 読</li> <li>（議案ごとに）</li> <li>質 疑</li> <li>討 論</li> <li>採 決</li> <li>議案第6号の説明</li> <li>精 読</li> <li>質 疑</li> <li>討 論</li> <li>採 決</li> <li>議員提出議案第1号の説明</li> <li>質 疑</li> <li>討 論</li> <li>採 決</li> </ul> </li> <li>○ 令和5年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における行政視察、調査活動等について <ul style="list-style-type: none"> <li>採 決</li> </ul> </li> <li>○ 閉 会</li> </ul>

令和5年第1回愛北広域事務組合議会定例会

開催日時 令和5年2月20日 午後2時00分

開催場所 愛北クリーンセンター 議場

本日の定例会に付した案件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第1号 愛北広域事務組合情報公開条例の制定について

議案第2号 愛北広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第3号 愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議案第4号 愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第5号 愛北広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

議案第6号 令和5年度愛北広域事務組合一般会計予算

議員提出議案第1号 愛北広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

令和5年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における行政視察、調査活動等について

会議に出席した者の氏名

第1番	近藤時男君	第2番	酒井正宗君
第3番	丹羽孝君	第4番	矢嶋恵美君
第5番	杉浦敏男君	第6番	間宮幹男君
第7番	長谷川泰彦君	第8番	久世高裕君
第9番	柴田浩行君	第10番	諏訪毅君
第11番	吉田鋭夫君	第12番	鈴木貢君
第13番	宮地友治君	第14番	古池勝英君
第15番	東猴史紘君	第16番	岡本英明君
第17番	片岡健一郎君	第18番	鬼頭博和君
第19番	宮川隆君	第20番	須藤智子君
第21番	木村冬樹君		

会議に欠席した者の氏名

な し

説明のため出席した者の氏名

管 理 者	鯖 瀬	武 君	代表副管理者	久保田	桂 朗 君
会 計 管 理 者	渡 邊	隆 吉 君	事 務 局 長	伊 藤	新 治 君
業 務 課 長	堀 尾	道 正 君	事 務 局 員	中 村	達 司 君
事 務 局 員	小笠原	健 一 君	事 務 局 員	平 野	勝 庸 君
事 務 局 員	片 岡	和 浩 君	事 務 局 員	水 野	眞 澄 君
事 務 局 員	村 田	武 司 君			

(開会 午後 2時00分)

○事務局員 (小笠原健一君)

ただいまから、令和5年第1回愛北広域事務組合議会定例会の開会式を行います。

初めに、吉田議長にご挨拶をいただきます。

○議長 (吉田鋭夫君)

皆様、こんにちは。

皆様におかれましては、令和5年第1回愛北広域事務組合議会定例会をお願いしたところ、定刻にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の定例会は、説明員を縮小しての開催としておりますので、よろしく申し上げます。

本定例会に提出されます案件は、条例に関する議案が5議案、令和5年度愛北広域事務組合一般会計予算、そして議員提出議案となります。愛北広域事務組合議会の個人情報保護に関する条例の制定についてであります。慎重なるご審査を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○事務局員 (小笠原健一君)

続きまして、管理者であります鯖瀬扶桑町長から挨拶を申し上げます。

○管理者 (鯖瀬 武君)

皆様、こんにちは。

開会に当たり、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、年度末が近づく大変お忙しい中、令和5年第1回議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会に私どもから提出させていただく案件でございますけれども、情報公開条例の制定はじめ条例の制定改正が5案件と、令和5年度愛北広域事務組合一般会計予算でございます。慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局員 (小笠原健一君)

これもちまして、開会式を終わります。

○議長 (吉田鋭夫君)

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

これより令和5年第1回愛北広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、議長において、2番 酒井正

宗議員、15番 東猴史紘議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、議会代表者会においてご協議をお願いしました結果、お手元に配付いたしました会期日程案のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ております。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長（吉田鋭夫君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告に代えます。

本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、ご報告申し上げます。なお、今回の定例会につきましては、通常どおり説明員の人数を削減しておりますのでよろしくお願いします。

次に、監査委員から、令和4年11月、12月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりであります。

次に、愛北クリーンセンターと尾張北部聖苑の公害防止基準及び環境調査結果、そして愛北広域事務組合についての主な経過報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号から日程第8、議案第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 鯖瀬扶桑町長。

○管理者（鯖瀬 武君）

それでは、議案第1号から議案第5号まで一括でご説明をさせていただきます。

初めに、議案第1号についてご説明させていただきます。

議案第1号 愛北広域事務組合情報公開条例の制定については、地方自治の本旨にのっとり、住民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利及び組合の保有する情報の公開の総合的な推進のため、必要な事項を制定する必要があるからでございます。

次に、議案第2号 愛北広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、制定する必要があるからでございます。

次に、議案第3号をお願いいたします。

愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、愛北広域事

務組合情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、制定する必要があるからでございます。

次に、議案第4号をお願いいたします。

愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、改正する必要があるからでございます。

最後に、議案第5号 愛北広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等については、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するなどのため改正する必要があるからでございます。

概要につきましては、事務局長に説明をさせますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田鋭夫君）

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

それでは、議案第1号から第5号まで一括で説明をさせていただきます。

初めに、議案第1号 愛北広域事務組合情報公開条例の制定についてです。

お手元の条例の制定と見出しのある資料をお願いいたします。

制定理由につきましては、住民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利及び組合の保有する情報公開の総合的な推進のため、必要な事項を制定するものです。

主な内容としましては、次の議案第2号で説明させていただきます個人情報保護に関する法律施行条例とともに、これまで組合として制定できておりませんでしたので、江南市情報公開条例を準用させていただき、組合に係る情報の公開について適切な対応を図るため制定するものです。

ページを2枚はねていただきまして、条例（案）となります。

第1条で江南市情報公開条例の規定を準用する準用規定を定め、第2条では準用するに当たっての読替規定を定めており、令和5年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第2号 愛北広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてです。

次の、条例の制定と見出しのある資料をお願いいたします。

制定理由につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、制定するものです。

主な内容としましては、江南市個人情報の保護に関する法律施行条例を準用させていただき、組合に係る個人情報の保護について適切な対応を図るため制定するものです。

ページ2枚はねていただき、条例（案）となります。

第1条で、江南市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を準用する準用規定を定め、第2条では準用するに当たり読替規定を定めており、同じく令和5年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第3号 愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてです。

条例の制定と見出しのある資料をお願いいたします。

制定理由につきましては、愛北広域事務組合に情報公開・個人情報保護審査会を設置するため制定するものです。

主な内容としましては、江南市情報公開・個人情報保護審査会条例を準用させていただき、組合に係る審査会について適切な対応を図るため制定するものです。

ページ2枚はねていただき、条例（案）となります。

第1条で、江南市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定を準用する準用規定を定め、第2条では準用するに当たり読替規定を定めており、令和5年4月1日から施行するものです。

なお、審査会の委員につきましても、江南市の委員さんをお願いしていくよう調整させていただいておりますので、ご承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第4号 愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。

条例の一部改正と見出しのある資料をお願いいたします。

改正理由につきましては、情報公開・個人情報保護審査会を設置するに当たり、審査委員の報酬額を新たに定める必要があるため改正するものです。

主な内容としまして、組合の情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴い、別表に情報公開・個人情報保護審査会委員、日額6,000円を加えるもので、令和5年4月1日から施行するものです。

なお、最下段の参考にあります、尾張北部環境組合さんと江南丹羽環境管理組合さんのいずれの組合におきましても、同額の日額6,000円となっております。

ページ2枚はねていただきまして、1ページに条例（案）、2ページは新旧対照表となります。

続きまして、議案第5号 愛北広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてです。

条例の一部改正と見出しのある資料をお願いいたします。

改正理由につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職の勤務上限年齢及び定年前再任用短時間勤務制の導入等のために改正するものです。

主な内容欄をお願いいたします。

この条例等は、組合職員の定年等に関する条例の一部改正を第1条、組合職員の給与に関する条例の一部改正を第2条、そして第3条から第7条、裏面の第8条まで、それぞれ記載させていただいた条例の一部改正並びに条例の廃止をまとめた条例等となっております。

各条文の主な内容は、記載のとおりでありますのでご参照ください。

中段の施行期日は、令和5年4月1日からとするものです。

ページはねていただきまして、1ページから20ページは条例（案）、21ページから最後の82ページまでは新旧対照表となっておりますのでご参照いただければと思います。

説明は以上となります。

○議長（吉田鋭夫君）

以上で提案説明が終わりました。

議案精読のため、暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時10分）

（再開 午後 2時15分）

○議長（吉田鋭夫君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、これより議案第1号から議案第5号までの議案審議を行います。

議案審議は議案ごとに行います。

初めに、議案第1号について質疑を許します。

質疑ございますか。

（質疑なし）

○議長（吉田鋭夫君）

ないようですので、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第1号について討論を許しますが、討論ございますか。

（討論なし）

○議長（吉田鋭夫君）

討論もないようですので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、議案第1号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（吉田鋭夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について質疑を許します。

質疑ございますか。

(挙手する者あり)

○議長（吉田鋭夫君）

21番 木村冬樹議員。

○21番（木村冬樹君）

21番 木村です。

今回上程されている条例関係の議案につきましては、各市町において既に12月定例会等で審議されているところであります。

それで、今回のこの個人情報保護に関する法律の施行条例につきましては、各市町が保有している個人情報と比較しますと当組合が保有している個人情報は非常に少ないと思うわけですが、組合が保有している個人情報にはどのようなものがあるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（吉田鋭夫君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

特定の個人を識別できる情報としましては、主に職員と組合議員さん、また愛北クリーンセンター及び尾張北部聖苑の公害防止委員会の委員さんの住所、氏名、マイナンバーなどの情報、また尾張北部聖苑におきましては、お亡くなりになられた方や申請者など、火葬施設を利用される際に記載される情報などが挙げられると考えております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（吉田鋭夫君）

木村議員。

○21番（木村冬樹君）

21番 木村です。

分かりました。各市町の保有している個人情報と比較すれば、格段に少ないと思いません。

それで、これまでも個人情報保護に関してはしっかり取り組まれてきたと思っておりますので、この基本姿勢については変わらないのかどうか、特に法律に関しましては、匿名加工をした個人情報については企業等に提供できるというような規定になっておりますが、こういった点についての考えはどうか教えていただきたいと思っております。

○議長（吉田鋭夫君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

個人情報の保護に関しましては、現在もマイナンバーカードの管理などは紙ベースで鍵のかかる保管庫で保管しております。また、給与システムですとか、財務会計システムなどでの取扱いについては、電子情報システムの管理及び運営に関する規定に従い、適切に管理しております。

今後も、今回制定いたします個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適切に管理及び運営をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○21番（木村冬樹君）

そういった個人情報の外部への提供の考え方についてはどうですか。

○議長（吉田鋭夫君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

基本的には、個人情報の提供はこちらから進んでやる考えは持っておりません。

○21番（木村冬樹君）

ありがとうございました。

○議長（吉田鋭夫君）

他に質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（吉田鋭夫君）

それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第2号について討論を許しますが、ございますか。

（討論なし）

○議長（吉田鋭夫君）

討論はないようでございますので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、議案第2号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（吉田鋭夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号について質疑を許します。

質疑ございますか。

（質疑なし）

○議長（吉田鋭夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第3号について討論を許しますが、討論ございますか。

(討論なし)

○議長(吉田鋭夫君)

討論なしと認めます。

それでは討論を終結し、議案第3号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長(吉田鋭夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号について質疑を許します。

質疑ございますか。

(質疑なし)

○議長(吉田鋭夫君)

質疑なしということで、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結し、議案第4号について討論を許しますが、討論ございますか。

(討論なし)

○議長(吉田鋭夫君)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、議案第4号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長(吉田鋭夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について質疑を許します。

(挙手する者あり)

○議長(吉田鋭夫君)

21番 木村議員。

○21番(木村冬樹君)

21番 木村です。

この定年の問題についても、各市町では既に審議が行われているところであります。それで、具体的に少しお聞きしたいと思います。

この際ですから、この組合の職員について、昨年度末や今年度末で退職があるというような形になっていると思いますので、体制がどのようになっていくのかということと、この定年退職の改定により、どのような影響が残された職員に及んでいくのかについて

少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田鋭夫君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

組合職員につきましては、今年度でお一人が定年退職されるため、令和5年度からの組合職員は5名となります。そのうちお一人は、この後当初予算のところでも説明させていただきませんが、来年度で退職されますので、この改正により対象となります組合職員は4名となってまいります。

それぞれが定年延長を希望されることを前提としますと、この経過措置により定年が63歳までと64歳まで引き上げられる職員がそれぞれお一人ずつ、残る2人は65歳が定年となる予定となっております。

こうした組合職員の人数が少なくなっていく状況の中で、これまで組合では新規に職員を採用しないという方針の下、業務を進めてまいっております。組合職員が減っていくことを見越し、これまで説明してきましたとおり、愛北クリーンセンターは施設包括管理運営業務委託を、尾張北部聖苑では令和4年2月から火葬業務に加え受付業務も含めた委託をして対応をしております。

愛北クリーンセンターでは、令和25年度から直接投入に向けた新処理施設の建設、さらには聖苑の建て替え等についても検討をしていかなければならない時期もまいると考えておりますので、今後も事業に支障を来すことがないように、将来を見据えた組合の在り方について長期的に検討をしていく必要があるとは認識はしております。

○議長（吉田鋭夫君）

他に質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（吉田鋭夫君）

それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第5号についての討論を許しますが、討論ございますか。

（討論なし）

○議長（吉田鋭夫君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、議案第5号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（吉田鋭夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第9、議案第6号 令和5年度愛北広域事務組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 鯖瀬扶桑町長。

○管理者（鯖瀬 武君）

それでは、議案第6号についてご説明をさせていただきます。

議案第6号 令和5年度愛北広域事務組合一般会計予算は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5億5,166万円と定めるものでございます。

なお、概要につきましては事務局長に説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田鋭夫君）

続いて概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

議案第6号 令和5年度愛北広域事務組合一般会計予算についてでございます。

当初予算と見出しのある資料をお願いいたします。

予算の概要としましては、歳入歳出予算総額5億5,166万円で、前年度比較で4億62万1,000円の増額となります。

初めに、主な新規事業の概要として、保健衛生費では器具本体の経年劣化による点灯不良が生じていること、また電気代が高騰している中、電気料金の節約のため、8つの待合室の照明設備本体をLEDタイプに取り替える待合室照明器具取替修繕で1億86万3,000円を計上しております。

裏面の清掃費では、し尿処理機器を自動制御するために動作順序を記憶させておくCPUユニット・シーケンサー及び電源ユニットが15年の期待寿命を迎えたため、シーケンサー更新工事として1,293万2,000円を計上させていただきました。

令和5年度予算の主な新規事業の概要については以上となります。

なお、組合職員の関係になりますが、先ほど少しお話ししましたが、今年度末で愛北クリーンセンターの職員1人が定年退職されます。その方は、再任用の意思確認をしたところ希望がありましたので、来年度は再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していただきますので、ご承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、事業費ごとに予算の主な概要について説明させていただきますので、予算書を飛ばしていただきまして、予算説明書のほうをよろしくお願いいたします。

初めに、歳出から説明させていただきますので、予算説明書10ページ、11ページをお願いいたします。

款1項1目1議会費は、予算額は1億50万9,000円で、前年度比1億8万2,000円の減額です。

減額の主な理由は、節14で昨年度実施しました、ここ、議場のLED照明増設工事が皆減となっていることによるものです。

次に12ページ、13ページをお願いいたします。

款2項1目1一般管理費です。予算額は5,128万5,000円で、前年度比143万4,000円の増額となります。

増額の主な理由としましては、先ほど条例制定の説明をさせていただきましたが、節1報酬で情報公開・個人情報保護審査会委員報酬3万円を新規計上させていただきました。

ページをはねていただきまして、16ページ、17ページ中段をお願いいたします。

節13使用料及び賃借料の下段、会議用ライセンス使用料4万円は、理事会等等の会議をウェブで開催するためのライセンスを取得するもので、その下の財務会計システムライセンス使用料は、組合は岩倉市の財務会計のシステムを一部使用させていただいていることから、そのシステムの更新に係る組合の負担分として69万3,000円を計上しております。

ページをはねていただきまして、20ページ、21ページをお願いいたします。

款3項1目1火葬場事業運営費でございます。予算額は1億9,613万8,000円で、前年度比1,047万2,000円の増額です。

増額の主な理由としましては、職員手当等では令和5年度をもって退職する職員の退職手当が皆増となっております。

ページはねていただきまして、22ページ、23ページの中段、節10需用費、燃料費、さらにページをはねていただき、24ページ、25ページの中段の光熱水費につきましては、12月定例会で補正予算をお願いしましたように、灯油単価及び電気使用料が高騰していることから、燃料費の灯油代で約394万円、光熱水費の電気料金で約672万円の増額とさせていただきました。

なお、12月の定例会で光熱水費の増額補正の関係から組合が契約している電力会社についての質問をいただいたところですが、現在は新電力会社でありますリミックスポイントさんと契約をしております。今年度で2年間の契約期間が終了することから、改めて中部電力さんと比較検討をした結果、お互い補正係数などがありなかなか試算は難しいところはありますが、中部電力のほうが若干安くなったこと、また電力供給の安定性を考慮いたしまして中部電力と契約をしていく方向で検討させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

修繕料としましては、火葬設備整備修繕をはじめ、令和5年度は主な新規事業の概要で説明させていただきました待合室照明器具取替、応接室壁床クロス張替、トイレ洋装化、電動キャリア台車オーバーホールなど、施設の維持管理に必要な修繕を行わせていただきますが、全体では昨年と比べて約163万円の減額となっております。

下段の節11 役務費では、新型コロナの影響により火葬終了までの待ち時間の過ごし方が変化したことにより、新聞・雑誌を利用される方がほとんどお見えにならなくなりましたので、新聞・雑誌の提供に代え、フリーWi-Fiを利用できるよう通信運搬費としてインターネット接続料の増額、ページはねていただきまして、26ページ、27ページ中段、インターネット切替手数料としまして9,000円を計上させていただくものです。

下段の節12 委託料につきましては、今年度の非常用発電機更新工事設計と予約システム改修業務の皆減により、昨年度と比べて約453万円の減額となっております。

ページはねていただきまして、28ページ、29ページ、節13 使用料及び賃借料につきましても、Wi-Fi使用のためのインターネット機器使用料21万8,000円を計上しております。

中段の節14 工事請負費は、12月定例会で補正予算を認めていただきました債務負担行為に関する予算としまして、自動販売機コーナー設置工事258万5,000円、そしてWi-Fi使用のためのLAN配線工事22万円を計上させていただいております。

続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。

款3項2目1し尿処理場運営費でございます。予算額は2億9,258万5,000円で、前年度比610万9,000円の減額となっております。

減額の主な理由は、節2 給料では、令和4年度末をもって第2係の職員1名が退職し、令和5年度から再任用短時間勤務職員となりますので、223万1,000円の減額となります。

ページはねていただきまして、32ページ、33ページをお願いします。

上段、節12 委託料では、昨年度実施しました硝化脱窒素槽劣化度調査委託料が皆減となっております。

なお、脱水汚泥の搬出及び処分の委託料について、少し説明させていただきたいと思っております。

これまでは山口県にある業者が、場所的には一番遠いのですが、処理費と運搬費を合わせた金額が一番安価であったため、メイン業者として処理をお願いしていましたが、来年度に向けた見積り徴収をしたところ、この業者から、昨今の社会情勢から処理費を増額したいとの申出がありました。

この結果、同業者を1業者追加して見積りを徴収したところ、来年度は一番安価となった三重県の新しい業者をメイン業者として、安定的な処理ができるよう、リスク分散を考え、他の業者と合わせて新たな4社体制で対応させていただきますのでよろしくお願いたします。

節14 工事請負費で、主な新規事業の概要で説明させていただきましたシーケンサー

更新工事 1, 293万2, 000円を計上させていただいております。

次に、歳入について説明させていただきますので、予算説明書2ページ、3ページにお戻りください。

款1項1目1負担金は、予算額が5億1, 163万7, 000円で、前年度比643万2, 000円の増額です。

増額の主な理由は、火葬場事業運営費負担金で、令和5年度退職予定者の退職手当、灯油単価や電気料金等の高騰に伴う燃料費、光熱水費の増額等によるものです。各市町の負担金の内訳については、それぞれご覧いただければと思います。

ページはねていただきまして、6ページ、7ページ下段をお願いします。

款3項1目1財産貸付収入、節1行政財産貸付収入は、令和5年度から新たな科目として自動販売機設置場所貸付収入を頭出しさせていただいております。

8ページ、9ページの上段をお願いします。

款5項1目1繰越金については1, 203万円で、令和4年度の繰越見込みにより前年度比221万4, 000円の減額となっております。

説明は以上となります。

○議長（吉田鋭夫君）

説明が終わりました。

それでは、議案精読のため暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時36分）

（再開 午後 2時45分）

○議長（吉田鋭夫君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第6号の議案審議を行います。

議案第6号について質疑を許します。質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（吉田鋭夫君）

7番 長谷川議員。

○7番（長谷川泰彦君）

7番、犬山の長谷川泰彦です。

私から、令和5年度愛北広域事務組合一般会計予算説明書より1点お聞きいたします。

説明書の10ページ、11ページ、1款1項1目議会費、5節の災害補償費1, 000円とあります。それと併せて、同じ12ページ、13ページ、2款総務費、1項1目一般管理費の中の5節災害補償費、これも同じ1, 000円ですが、これについて、どのような災害についてのどのような補償なのかというところ、その辺をちょっと確認させていただきます。

○議長（吉田鋭夫君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

ご質問いただきました災害補償費につきましては、今お話がありました10ページ、11ページの議会費及び12ページ、13ページの下段の一般管理費にもありますが、いずれも各1,000円の頭出しをさせていただいております。

これは、愛北広域事務組合議会の議員その他非常勤の職員の災害補償に関する条例に基づきまして、組合議員さん、また監査委員さん、公害防止委員さん等の組合で報酬を支払っている非常勤職員の方が、公務上及び通勤においてけが等をされた場合の補償費の頭出しで、もし事故等あれば流用、予備費の充用、補正予算などで対応していくのに必要なため計上させていただいているものでありますので、よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

○議長（吉田鋭夫君）

長谷川議員。

○7番（長谷川泰彦君）

今のご説明、よく分かりました。

もう一点、それについてですが、例えば火葬場とかし尿処理場、例えば火葬場を調べてみますと、裏側に土砂災害特別警戒区域があります。し尿処理場においては、新川流域、五条川上流の浸水想定区域になっていますが、この点、多少この辺りちょっと高いような感じで、浸水深はあまり深くないようですが、そういう災害についての計画というか、その辺についてはどう考えられているかお聞きいたします。

○議長（吉田鋭夫君）

補償じゃなくて対応の話でよろしいですか。

○7番（長谷川泰彦君）

対応でいいです。

○議長（吉田鋭夫君）

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

尾張北部聖苑がある犬山市のところで、土砂災害警戒警報が発令された場合、崖側には待合室の1から4が並んでいますが、そちらの待合室を利用されるような方は6から10とか、2階ですとか、待合室を入れ替えて、そういった事故が起きないように対応はさせていただいております。

○7番（長谷川泰彦君）

浸水のほうは。

○事務局長（伊藤新治君）

こちらの愛北クリーンセンターですけれども、何年前か東海豪雨があったときでも、ここの前の企業誘致をしている土地は浸水したんですけれども、こちらの愛北クリーンセンターは全く大丈夫でした。施設の土地は高くなっており、東海豪雨の時点でも浸水しておりませんので、大丈夫だと考えております。

○議長（吉田鋭夫君）

他に質疑を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（吉田鋭夫君）

21番 木村議員。

○21番（木村冬樹君）

21番 木村です。

私も予算説明書でお聞きします。

歳出について、2点お聞かせください。

1点目は、24ページ、25ページ、火葬場事業運営費の中で修繕料についてお聞かせいただきたいと思います。

尾張北部聖苑のトイレ洋式化修繕が行われるということでもあります。予算としては122万1,000円ということで、全面的なものではないのかなと思いますが、和式から洋式に替えていく数といいますか、修繕の規模を少し教えていただきたいと思います。

○議長（吉田鋭夫君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

火葬場のトイレですが、現在、尾張北部聖苑の管理棟には、1階に2か所、2階に1か所、それぞれ男性トイレと女性トイレがあり、それぞれに洋式と和式のブースが1つずつございます。

これまで女性の和式トイレを洋式トイレに変更してほしいという要望が多く寄せられていたことから、この女性トイレの3か所について、和式から洋式に変更をさせていただく修繕を行うものです。

（挙手する者あり）

○議長（吉田鋭夫君）

木村議員。

○21番（木村冬樹君）

分かりました。

もう一点お願いします。

32ページ、33ページ、し尿処理場の運営費についてお聞かせください。

委託料です。施設包括管理運営業務委託料ですが、前年度の予算と変わらないという内容になっています。この間の電気料金や燃料費の高騰、これは修繕費も含まれてくると思いますので、そういったことも含めまして、委託料変更なしで大丈夫なのか、委託先との契約についての話し合い等はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいとします。

○議長（吉田鋭夫君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

施設包括管理運営業務委託の受注者である株式会社西原環境とは、契約時の仕様書にあるとおり、月に1度、本部からマネジャーを含め施設包括管理運営業務連絡会を行っており、電気使用料の高騰についても話題となりました。

電気料金につきましては、業務委託料の中から支出をしており、電気使用料の高騰で現在の契約内容の金額を上回る額となっておりますが、委託期間の最終年度での精算を行うという計画となっておりますので、受注者とは今のところ委託期間の最終年度で精算するとして協議済みとなったことから、今年度と同額で計上させていただいております。

ただ、今後、電気使用料の高騰が続き、受託者から契約期間中での変更契約の要望があった場合などについては、補正予算及び年間委託料の増額等をお願いする可能性があると考えておりますので、またそのときはよろしくお願いたします。

○議長（吉田鋭夫君）

他によろしいでしょうか。

（質疑なし）

○議長（吉田鋭夫君）

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第6号について討論を許します。

討論ございますか。

（討論なし）

○議長（吉田鋭夫君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、議案第6号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（吉田鋭夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第10、議員提出議案第1号 愛北広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（吉田鋭夫君）

2番 酒井正宗議員。

○2番（酒井正宗君）

2番議席の酒井正宗です。

議員提出議案第1号についてご説明申し上げます。

愛北広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてでございます。

はねていただきまして、令和5年議員提出議案第1号をお願いいたします。

地方自治法第112条第1項及び愛北広域事務組合議会会議規則第13条第1項の規定により、議案を提出するものであります。

提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正がありましたが、この改正では地方議会が個人情報保護法の規定の適用除外となることから、組合議会の個人情報保護の規定について適切な対応を図る必要があるため、江南市議会の個人情報の保護に関する条例を準用し制定するものです。

はねていただきまして、愛北広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例を制定する条例（案）をお願いいたします。

内容につきましては、第1条に江南市議会の個人情報の保護に関する条例の規定を準用する準用規定を定めております。

第2条は、準用するに当たり読替規定を定めております。

最後に、附則でございます。この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で議員提出議案第1号の説明とさせていただきます。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（吉田鋭夫君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案につきましては質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長（吉田鋭夫君）

異議なしと認めます。

これより議員提出議案第1号について採決に入ります。

本案について、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(吉田鋭夫君)

挙手全員であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程第11、令和5年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における行政視察、調査活動等についてを議題といたします。

本件は、令和5年度において組合議員が議会閉会中において行政視察や調査活動等を行うことができるよう決定を求めるものでございます。

お諮りいたします。

令和5年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における行政視察、調査活動等を行うことについては、決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長(吉田鋭夫君)

異議なしと認めます。よって、令和5年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における行政視察、調査活動等を行うことについては決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和5年第1回愛北広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

○事務局員(小笠原健一君)

ただいまから閉会式を行います。

吉田議長にご挨拶をいただきます。

○議長(吉田鋭夫君)

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、議事運営に格別のご協力を賜り、本日より予定されておりました全日程を滞りなく議了することができましたことを、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

なお、議会代表者会で協議した内容について、この場を借りて2点報告させていただきます。

1点目は、動物炉でペットの火葬と一緒にごみを燃やしていた事案についてでございます。

各市町の代表議員から案内があり、ご承知と思いますが、この事案に対します組合の対応が組合ホームページに2月7日から掲載されております。

お手元の資料にもございます組合ホームページ掲載の内容は、ペットの飼い主の皆様はいろんな考え方を持っておられ、全ての方が納得できる対応を実施することは非常に難しい中で、協議を重ね、組合として出された結論でございます。

管理者から掲載前にお話をいただき、副議長と共に直接説明をいただきました。私といたしましても、組合として協議を重ね、出された結論であると考えておりますので、組合議員の皆様もご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、慰霊祭を行わなくなったことに伴い、2月9日に行われました残骨灰の搬出に合わせ、五輪が独自に動物炉の前で管理者及び事務局立会いの下、僧侶によるペット供養が行われたようです。この様子は五輪のホームページに掲載されているようですので、併せてご報告させていただきます。

次に、議会勉強会についてでございます。

代表議員にお知らせしましたように、議会終了後に予定しておりました愛北クリーンセンターの現地視察は中止しました。

議会勉強会につきましては、新年度に入りまして開催時期を改めて決めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

まだまだ寒い日が続いております。皆様方には体調など崩さぬようくれぐれもご自愛いただき、議員各位がますますご活躍されますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。お疲れさまでした。

○事務局員（小笠原健一君）

管理者から挨拶を申し上げます。

○管理者（鯖瀬 武君）

それでは閉会に当たり、私からも一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は長時間にわたりご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日ご質問いただきました、特に光熱水費等ですが、これは当組合だけでなく各市町も非常に気になるところでございます。しっかりと今後はその推移、情報をつかみながら組合運営に支障のないように努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、議長さんからお話をいただきました、聖苑での動物炉でペットの火葬と一緒にごみを燃やしていた事業でございますけれども、この件につきましては、住民の皆様、また議員の皆様にも多大なるご迷惑とご心痛をおかけいたしましたことを改めておわび申し上げます。

この件につきましては、先ほど議長さんからもお話がありましたが、組合の理事会会、また議長さん、副議長さんにもご相談をさせていただいて出させていただいた結論でございますので、何とぞご理解のほう賜りますようお願い申し上げます。

今後につきましては、適正な業務管理の徹底、それから信頼回復に向けて真摯に取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

各市町の3月議会、そしてまた統一地方選挙も間近に迫る中、皆様方には体調管理に十分お気をつけいただきましてご活躍いただきますようご祈念を申し上げまして、閉会

のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○事務局員（小笠原健一君）

以上で閉会式を終わります。

（閉会 午後 3時04分）